

次に、議席11番、木村信一君。

〔11番 木村信一君登壇〕

○11番（木村信一君） 皆さん、こんにちは。傍聴者の方々には大変お忙しい中、午後の本当に眠くなるようなときに、こんなにも大勢駆けつけていただきまして、本当にありがとうございます。議席11番の木村信一です。議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

今回は7名の方が質問に立ち、私が最後、大トリを務めることになりました。執行部の方々にもちようど疲れが一番たまっているピークではないかと思いますが、最後でございますので、また議員の方々もあと1時間おつき合いのほどよろしくお願ひしたいと思ひます。また、問題の質問の中で重複する点が多少あるかと思ひますが、執行部におかれましては誠意ある答弁をお願ひしたいと思ひます。

それでは、最初に農業の振興についてお聞きしたいと思ひます。現在農業を取り巻く環境は、作業従事者の高齢化や担い手不足に加えて、輸入農産物の急増やTPP交渉への参加、それに追い打ちをかけるように放射能問題など、非常に厳しい状況にあります。そのような中で政府は、食料自給率を50%にすると目標を掲げてはいますが、十数年にわたって過去最低の39%、約40%の水準で低迷している状態であります。

私は、農業は日本文化の原点であると思ひます。営農が維持できなくなれば、いろいろな機能が失われ、土砂崩れや河川の氾濫を引き起こし、鳥獣被害などもふえてまいります。川上の環境が悪くなれば、川下の漁場も荒れてくると、これは誰もが考えてもわかることだと思ひます。

前に私はこのような言葉を聞いたことがあります。「ブナの木1本、ブリ1,000匹」という言葉でございます。荒れた山にブナの木を1本植えると、そのブナの木が栄養豊富な水を蓄え、栄養豊富な水をつくり、その水が海に流れ込み、ブリなどの魚がたくさん育つようになり、漁師が潤うということでございます。

農家が潤うと、商店はもちろんのこと、関連する全ての業者が潤うと言っても過言ではないと思ひます。私も専業農家の一人とし、また農家を代表する議員として、一番気になるのは将来の境町の農業についてであります。

そこで1点目は、境町の農業関係の現状についてご質問します。境町は、関東平野のど真ん中というすばらしい立地条件を生かして、境町ではどんな作物でもできると言ってもいいぐらい、条件はそろっていると思ひますが、今の実際の現状をどのようなものかということであります。

2点目は、町政報告の中にもありますが、国が示している施策に人・農地プランの作成に伴う意向調査の結果についてであります。私は、いろいろな農家の資料を見まして、正直なところこのプランの中身についてもよくわかりません。中身についてもよろしくご説明お願ひしたいと思ひます。

3点目は、担い手農家や新規就農者に対して町独自の施策は考えられないかであります。国、県などの大きな補助関係の利便性はいろいろあるかと思ひますが、それを町独自でないかということをお聞きしたいと思ひます。

4点目は、安全神話が崩壊した原発事故から1年半がたち、改めて境町の農産物の風評被害の現状についてお聞きしたいと思います。

以上が1項目めです。

項目の2つ目は、今後のまちづくりについてであります。約3カ月間をかけて行われた行政懇談会での町民の声に対する今後の対応についてであります。この件につきましては、議会初日の町政報告にも説明がありましたが、再度皆さんからいただいた貴重な意見をどのように反映するかをお聞きしたいと思います。

最後に、防災についてであります。昨年の巨大地震を初め、ことしの5月6日にはつくば市を襲った竜巻や、ことしは特に多いのではないかとされる落雷などでいつ起こるか予測できない自然災害に対して、特に小学校、中学校などでこの竜巻、落雷などに対して確かな知識を学ぶための研修や訓練を実施すべきではないかと思っておりますので、質問いたします。

ちなみにつくば市を襲った竜巻の被害の状況を話しますと、人的被害では死者が1名、負傷者37名、家屋では全壊が214棟、大規模半壊が56棟、半壊が213棟、一部損壊が610棟と、合計で何と1,093棟の大きな被害が出てしまいました。そのほか、工業団地でも工場などが36棟被害を受けたそうであります。また、落雷では、全国的に被害が出ています。先日、これは大阪だったと思っております。コンサート中に雷が発生し、木の下に身を寄せた女の方2人のとうとい命を落雷でなくすという事故が起きました。このニュースは誰もが耳にしたことと思っております。

そこで、雷や竜巻に関する確かな知識や避難の仕方を先生たちが研修をやり、子供たちに教え込むべきではないかと思っております。

以上、3項目6点についてお聞きしたいと思います。誠意ある答弁をお願いしたいと思います。1回目の質問を終わります。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

産業建設部長。

〔産業建設部長 須長 弘君登壇〕

○産業建設部長（須長 弘君） 木村議員さんの1項目めの農業の振興についての4点のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の境町の農業関係の現状についてとのご質問でございますが、境町の農業につきましては、議員ご承知のとおり、首都圏50キロメートル圏内という好立地条件を生かした茨城県より銘柄産地の指定を受けておりますレタス、トマト、ネギなどの生鮮野菜を中心に、米、畜産などの生産性の高い都市近郊型農業を展開をしているところでございます。

しかし、議員先ほどご指摘のように、農業従事者の高齢化の進展や価格の不安定などから後継者不足が顕在をしているところでございます。農業センサスによりますと、平成17年の数字になりますけれども、農家数につきましては1,536戸というふうな戸数でございましたけれども、5年後の平成22

年の同調査では1,404戸と減少をしているところでございます。就業者数にあっても、2011年から1,568人と減少しているというような状況でございます。

また、調査前の1年間の農業従事者の平均年齢、これらにつきましても56.9歳から58.8歳と高くなっているのが現状でございます。一方、経営耕地面積を見てみますと、兼業農家から大規模化を目指す意欲ある農家の方に農地の集積が進み、1農家当たりの経営面積の平均でございますけれども、144アールから163アールと、113%と規模的には拡大が図られているというような状況でございます。また、5ヘクタールを超える土地利用型農業を目指す大規模農家もふえているというようなのが現状でございます。

このような状況の中、認定農業者を初めといたしました意欲的な担い手や経営形態の育成に努めているというような状況でございます。

次に、2点目の人・農地プラン作成に伴う意向調査の結果についてとのご質問でございますけれども、このプランの内容につきましては、新規就農者、さらには大規模経営を図るための農地の集積、こういうものを図る方、経営体といたしますけれども、これらを位置づけるというような内容になってございます。

この意向調査につきましては、ことし3月に調査票を各戸に配布いたしまして、各行政区におきまして開催されました生産調整の説明会、このときに意向調査についてもあわせて説明をさせていただきまして、実施をしてきたところでございます。取りまとめをしました結果、まず担い手の意向把握をするために、45歳以下の青年未就農者、いと回答された55名の農家の方がおります。これらを対象に5月下旬に聞き取り調査等を実施してきたところでございます。その結果、青年就農給付金の給付対象に該当すると思われる平成20年4月以降の新規就農者ということになりますけれども、この方が11名ほどおるというような状況でございます。

また、認定農業者182名を対象といたしまして、6月下旬にやはり営農計画の意向調査というものを実施をしているところでございます。地域でも中心となる経営体としての位置づけられるように農家のリストを作成しているところでございます。

この制度が目指す就農意欲のある45歳以下の農業者は、統計上では約150名程度いるようでございますけれども、このプランに位置づけをして、青年就農給付金の給付対象の要件に該当する方となると、少なくなっているというようなところでございます。

しかし、対象要件に該当しなかった方につきましても、地域農業を担っていただいているというような観点から、地域の中心となる経営体としての位置づけをしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3点目の担い手農家や新規就農者に対しての町独自の方策は考えられないかとのご質問でございますが、担い手や新規就農者でありますけれども、担い手の経営体の形態といたしましては、個人、組織経営体がありまして、町が担い手として認定しているものは認定農業者182名や集落営農を担

う組織体として18の生産組織があります。また、新規就農者の団体といたしまして、境4Hクラブというものが実在をしております。これらに対しまして町独自の支援策といたしましては、ソフト面での組織活性化を支援するために、独自の補助金等の交付を行うとともに、JAさんや普及センターなどの指導機関が連携を図る中で、新たな生産技術や作物の導入などの側面的な支援を行っているところでございます。

また、ハード面につきましては、町独自の補助支援につきましては大変厳しい状況がありますところから、国や県の補助制度を活用する中で生産・出荷体制の整備など支援をさせていただいているところであります。担い手農家や新規就農者の確保は、喫緊の課題であります。独自の施策につきましては、どのような支援方策が効果的なのか、先進地事例等について調査研究をさせていただきまして、当面国や県の施策等の情報を提供し、それらを活用する中でJAを初めといたしました生産者団体と指導機関が一体となって機械や技術の最適化、また経営の多様化に対応し、もうかる農業の実現を図るべく支援をしていきたいというふうに考えております。

次に、4点目の原発事故から1年半がたち、境町の農産物の風評被害の現状はとのご質問でございますが、農産物の風評被害につきましては、特に野菜、お茶等に大きな損失を与えましたところでありまして、それらの損害につきましては、JAを初めといたしました生産者団体がいち早く損害賠償に取り組んだところから、野菜におきましては因果関係が立証できるとした昨年5月出荷分までの損害賠償の補填が、またお茶につきましても23年産分の損害が補填され、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策境町協議会を窓口とする農産物の賠償につきましては、既に完了をしているところでございます。

この間、JAの生産者団体と関係機関が一体となって放射性物質測定器の導入を初め、大消費地、大口需要者への安全安心の啓蒙、そして出店販売等のイベント活動など、風評被害払拭に必死に取り組んでまいりました。これらの成果もありまして、昨年の野菜の販売につきましては、系統や市場出荷にあっては被害発生前の平成22年の春夏野菜の販売高に回復しつつあるというようなことを聞いてございます。

なお、道の駅の農産物直売所の売り上げにおきましては、被害の大きかった野菜やお茶につきましてはいまだに回復に至っていないという状況にあるようでございます。1度離れた消費者を取り戻すことは、大変なことと感じております。これらも含めまして完全な風評被害の払拭には、まだ時間がかかるものというふうに考えてございます。

なお、昨年生産のできなかった当町の特産物、猿島茶につきましては、ことしの新茶の生産にあわせまして6月に知事訪問を兼ねまして、県庁におきまして新たに開発をいたしましたペットボトル茶と安全安心の啓蒙を生産者団体と野村町長が出席をして行ってまいりました。このときの知事との懇談の席で、ペットボトル茶をいばらきコープ生活協同組合の県庁店において販売してはとの提案がありましたが、このたびさしま茶協会といばらきコープ生活協同組合との協議が調いまして、県庁店に

おいて販売をしていただくことが決まり、新たな販路の拡大につながりました。

また、今年度の8月末までの農産物の放射性物質測定結果につきましては、全ての農産物で検出せずとなっております。今後も放射性物質測定器を活用し、生産者団体と関係機関の連携を図る中で安全安心の啓蒙を積極的に行ってまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

木村信一君。

○11番（木村信一君） それでは、再質問させていただきます。

この農業関係は、4点質問させていただきました。3点は、いろいろ関連することでありますので、3点まとめての中から再質させていただきます。

最初に、平成17年と平成22年、この5年間で農家戸数がちょっと計算しますと、132戸が減少していると、人数のほうでは443人と、さらにあと5年たつとどのぐらいになってしまうのかなと、またさらに5年、10年後にはどのような形になってしまうのかなと。土地はなくなりませんから、人口は、農業従事者は減っても土地がどのぐらい荒れてしまうのかなというような、本当に取り越し苦労ではないですけども、私はそれを心配して質問しているわけですが、そのような中、規模拡大が図られて、5ヘクタールを超える土地利用型農業を目指す大規模農家もふえているという答弁がございました。恐らく、およそで結構です、何件ぐらいございますか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） お答えをさせていただきます。

5ヘクタール以上を超える農家につきまして12件程度でございます。そのうち10ヘクタールを超える農家、それが4件というような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

木村信一君。

○11番（木村信一君） 10ヘクタールも超える人も4件あるということで、このような方は本当に設備の投資が物すごい大きな投資をしている、私も農家の一員として本当にわかる、心しみる思いでございます。そのような中、いろいろな支援策の中で人・農地プランという、これ町政報告の中でもそれに向けていろいろ作成意向の調査をしていると。これを正直言って人・農地プランというのはどのようなプランなのか、ちょっと私も正直わからないところがありますので、改めて人・農地プランというのはどのようなプランを意味するのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

人・農地プランの作成，この内容でございますけれども，基本的には先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども，新規就農者，これを確保するというような，全国では年間2万人程度常時確保していくのだよというふうな計画のもとに，このプランが作成をすることになってございます。

それとあわせて，この農地の集積，特に今言われるように，作業従事者がいなくなったり，高齢化するということから，その農地の効率的な活用を図るということから，その農地をどのように使っていくかというふうなものと，その農地をどのような人をお願いをするのか，その辺のところもこのプランの中で位置づけをなさいたいというふうなことでございますので，8月の末に皆様のお手元に，農家の方々にお願いをしましたけれども，農地を貸して農業をやめてしまうというふうな方につきましては，町のこれは，正式には町ではございませんけれども，町のほうに白紙委任をしていただいて，その預かった農地を町がその意欲ある農業者の方に提供していくと，あっせんをしていくというふうなことを位置づけなさいというふうなことでございます。

基本的には，集落内でその担い手となる方がいれば，その集落内の担い手の方をお願いをしていくというふうなのが一番ベターだというふうに考えてございますけれども，なかなかこの集落ごとのプランを作成するというのには，かなり53ぐらいの行政区全部あります。その中でも市街化区域を除きますけれども，かなりの行政区になりますので，境町としましては旧村地区単位にこのプランを作成して，その旧村単位内で担い手の方を位置づけまして，その方に農地を集積をしていくというふうな形で農地を管理していただくというふうなことで位置づけを考えていくというふうな大きな点につきましては2つの内容になりますので，よろしく願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し，質問はございますか。

木村信一君。

○11番（木村信一君） 大体のところはわかりました。新規就農と土地の集積というふうな形のプランの中で，いろいろ助成事業なんかも取り入れてやるというふうなことだと思います。

先ほど部長がこのような答弁をされた資料として，これは8月に配られた資料でございます。また，先ほどの答弁の中にも，転作の説明会が各行政区で，夜大変なところ本当に全行政区でやられたのかなと思いますが，私もその説明会に必ず出席するわけなのですが，その出席して一番感じることは，年々出席者も減っていくのかなというふうなことを感じます。その原因としては，私は農家離れも確かに一理ある，1つあるかと思います。

そのほかに，やはり町から提供されるこの資料，これがその転作説明会の資料なんかを私は言いたいのですが，ちょっと難し過ぎるのですよね。国の政策がこうですよ，県の政策がこうですよと，ちょっと難し過ぎる。あれを国，県のほうからはこういう，ことしは戸別補償問題とか，転作のやつはこういうふうな農家の皆さんにご理解いただきたいという資料は来るかと思います。それを町へ地域へ持ってくるときは，本当に誰でもわかるような，私も百姓の一おやじでございます。百姓の

おやじが誰見ても、きょうはこういう説明で、ことしはこういう方針なのだということを一目でわかるような資料ができないものかということをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

特に転作の説明会、これがかなり参加者が少なくなっているというのは、私ども執行者としてしても大変危惧をしているところでございます。そういう中におきまして、一つの原因として、転作そのものが個人的な責任の範囲の中で実施をされるというようなことで、自分が達成しなければそれだけのメリットが受けられない、そういうようなことの中でのことが1つあるのかなというふうに感じてございます。

それと、転作につきましては、もう長年やっていますので、いつもと同じにやればいいのだよなというようなことでの人離れがあるのかなというふうにとちょっと感じているところでございます。

また、その資料につきましては、私どものほうでもアレンジをしてというようなことも、なかなか国の制度上の中で難しい部分がございます。特に今回の人・農地プランにつきましては、短い期間の中で国におきましてもこの4月の、22年の4月に出された国の資料の中でもまだ未定稿というような資料が私どものほうに送られてきてございます。それを改めて熟知をして、適正な見やすい文章にするというので、ちょっと職員としても大変なのかなというふうに感じました。これも2年、3年というような形で定着をするようになれば、職員のほうもそれなりの熟知ができますので、その辺につきましては検討できるのではないかなというふうに考えてございますので、今後それらについても検討させていただきたいと。

あと一つ、農業政策そのものが余りにも変わり過ぎるというような部分がございます。1つ覚えたことにも、2年後ぐらいにまた変わってしまうと、そういうような政策上の、制度上の問題もあるのかなというふうに考えてございますけれども、わかりやすい啓蒙努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

木村信一君。

○11番（木村信一君） 今のわかりやすい資料をなるべく提供するというをお聞きしまして、私も本当に、「木村さんも一農家で、まして議員やってるんだから、ここいらわかるんべ」と言われるのだけれども、いや、本当に難しいのですよ。毎年、だから覚えても、あれ、ことしのやつは、あれ、これ去年と違うなというようなところ、本当に毎年ころころ変わるところがありますので、なるべく誰が見ても一目で、ことしは去年とこういうところが変わって、こういうふうなのやればいいのだなというのがわかるような簡単な資料を提供していただきたいと思います。

それと、先ほどの農地集積という、農地集積協力金ですか、ここに8月31日のこれは農業者各位と

いうことで、回覧ですよ、これね。

〔「各農家の……」と言う者あり〕

○11番（木村信一君） 各農家のね。これを見ますと、やはりこれに関連して作業を受託している農家が今18戸あると、これは生産組織になっているかと思えます。そのような方が、先ほど部長の話、答弁の中に、土地を集積してよそへ行かなくても、私は10町なら10町、その地域でやれるような形をとれば、その農家の、その生産組合の人もコストをかけなくて収入につながるということも本当にあると思えます。これは農地集積協力金というやつは、これちょっと私もこれを見て、簡単に言えば貸すほうが、やってくださいよと出すほうが10アール5,000円の交付金を受けると。受け手になるほうが10アール2万円の交付を受けると、こういう見方でいいのかなと思えます。これは、そうしますとことしだけのこと、これはだから来年ですか、来年に向けての、だからこれ単年度のことなのか、その辺をちょっとお願いしたいと思えます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの農地の協力金の関係でございますけれども、2つございます。1つは、農家をやめてしまうために農地を貸してしまうような方につきまして、お聞きいただいたところにありますように、0.5ヘクタール以下については30万円とか、2ヘクタールを超える部分については70万円とかというふうなのがございます。そのかわり、やめてしまいますので、もうその方につきましては農産物の販売等はできないと、作付はできないというようなこととなります。

そのほか、分散している農地、大規模農家をやっている方の近くに貸したい農地があるというような場合に、その大規模農家の耕作範囲の中で貸していただけるものについては、基本的には貸し手には5,000円、そのかわり借りる人には2万円の補助金を出しますというような内容で、これにつきましては今年度から始まりましたものですから、制度上はまだ続くのだろうと思えます。今年度もそういうような形の中で位置づけをすることができれば、この交付の対象になりますけれども、随時国としてはそれはプランの変更は認めますよということでございますので、ことし対象にならなくて、来年度では新たに貸しますよというような方が出た場合は、来年度のプランの中で位置づけをしていけばその人も交付対象になるというふうなことになると内容でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

木村信一君。

○11番（木村信一君） 今の答弁と、これもよく農家の人にわかるような資料も、もうちょっとこれ簡単な資料もあればいいのかなと、これを見てもわかったのです。思いました。ぜひこれから、やはり今期の刈り取りの最盛期、最盛期は過ぎたかと思うのですが、農家の方は年寄りなんかもコ



ンバインを運転して今やっています。その方と話しますと、コンバインが壊れるか、俺の体が壊れるかどっちかだと、そこまでしかやらないのだよという声がほとんどなのです。

だから、これからは農地がどんどんあいていきます。しかし、それを荒らしたのでは、これ本当に、先ほど私は1回目の質問の中にも入れさせてもらったのですけれども、いろんな影響が出てきますから、やはりそういう荒れ地をなくすというよりも減らす、なるべく荒れ地をつくらぬようなシステムを国のほうも考えてのこの農地集積協力金だと思っておりますけれども、町のほうもこういうやっぱり補助制度を本当にわかりやすく全農家の方にも周知していただくように努力してもらいたいと思います。

それに関連して、やはり受け入れる生産組合、生産組合でなくても個人でもあれなのですけれども、近所の畑、田んぼのほうやはりコストはかからない、誰もがわかっていることで。それで、この間9月4日のこの日本農業新聞の中に、農業農村整備事業という事業、これは大きな事業での名前だと思っておりますけれども、この中にこれは済みません、2013年度の農水省の概算要求の内容が出ていました。ちょっと気になったので、読んでみたのですけれども、農業農村整備事業は271億円増の2,400億円としたと。その下に、人・農地プランと連携した水田の大区画化や畑地かんがいなどの基盤整備と載っているのです。

やはりこれからは、今長井戸東部、一ノ谷、西総と土地改良区が済んでいる地区がありますけれども、あの整備だけではこれから受け手になる人もコストがかかり過ぎてどうしようもなくなってしまうと思うのですよ、私思うのは。あと10年後、誰々さん、地域のやつは、先ほど言ったなるべく地域にそういう受け手の人を大きく育てると、そういう方針だという答弁あったかと思うのですけれども、今の整備だけでは本当に、どうせまとまるのだったら大きく区画整理なんかもこういう整備事業をどんどん使ってやればいいのかと思います、そういう整備なんかは町として将来どのようにするか、ちょっと予想を聞かせていただければと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、そういうふうに農業から離れる方が大変多くなると、そうすると当然農地が荒れてくる。そうすると、そういう部分につきましてはこの人・農地プランの中で基本的な考えの中にありますのは、平地の経営規模で1人当たり20から30ヘクタール、こういうものをこういう経営体を目指しているのだというようなことがございます。それに向けてのこの農地の集積の協力金というものが交付されることになってございます。

こういう部分を含めまして、逆に今度は受け手側のほうでございまして、これらにつきましても国はそういういろんな補助制度を活用してございます。今議員が言われますように、大区画圃場整備なり畑地基盤整備、畑地基盤整備につきましては、境町では既に余り行ってございませぬ。坂東

市等におきましては、霞ヶ浦用水事業等を活用した中で畑地の基盤整備をしてコストの削減、作業の効率化を図るための事業がされています。境町におきましてもそのようなことがやはりできるのであれば、地元の協力ができるのであれば、積極的に取り組んでまいりたいと、そういうことによってこの野菜の産地を中心とした産地を守り、形成をしていきたいというふうに考えております。特に伏木北部でも今年度コンバインを導入しまして大規模化に取り組みたいという方がおられるようでございますので、そういうものにつきましても町のほうでは積極的に支援をしていくというようなことで考えてございます。

また、野菜農家におきましても9月の補正にも計上させていただきましたが、国の補助事業としての園芸産地支援整備事業、こういうものも積極的に取り入れているところでありますので、こういうものを活用した中で境の野菜の産地、また農業基盤の整備というものを確実なものにしていきたいというふうな気構えを持ってございますので、あとは生産者のほうでやる気というような部分になるかと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

木村信一君。

○11番（木村信一君） 本当にやる側も機械整備やら莫大な金をかけなくてはならないと、そういうことで本当にもう身上をかけてこの大事業になるかと思うのですよね。その中でもうからなくてはやっていけないという、これは誰もが農家は月に幾らという入ってくるお金は農家の場合はございません。私も一農家で、なかなか農家で専門で食っていくというのは本当に大変だと、もうしみじみ実感している一人でございますので、先行きはやはりそういう中でも農地を荒れ放題にしては、せっかく優良農地を、1年荒らしたのではもうつくれなくなるのは誰もがわかっていることでございますので、そういう農地を守るというのには、やはり国、県の本当に補助事業をフルに活用して、本当にいろいろ担い手の方にこういうのがありますよと、こういうのがありますよとわかりやすく常に接触を持って応援をしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、3番目の農業関係ですね。4点目の風評被害ですか、このことをちょっと質問させていただきたいと思ひます。原発から1年半がたちまして、先ほど答弁の中にもございました、お茶、野菜なんかには大きな被害が出ました。大きな被害、また風評被害も出ました。それを払拭するように役場としてもいろんなイベントをして、この風評被害に立ち向かうというようなことでやってきたという答弁がございました。

しかし、先ほどはこの風評被害の問題で、先ほど午前中の内海議員さんの、やはり風評被害の問題が出たかと思ひます。これは、正直なところ大きな風評被害を後押しするような言葉でございました。といいますのは、たばこの喫煙者の体の心配とか、こういうことは、これはやはり内海議員が言うのも当然のことでございます。また、未成年者に学校なんかでやはりこの喫煙や麻薬ですか、そういう

させないと、努めてもらいたいと、先ほど教育長とのやりとりは、これはわかります。

——といいますのは、昨年3月11日、その後原発が爆発しまして、慌てて国のほうは放射性セシウムの基準値を幾つにしたほうがいいのかなとかいうことで、食料品は500ベクレルにしましたよね。そうしたら、その数値で正直葉たばこも去年は12月に買い入れをしました、JTのほうで何千トン、何万トン、量はわかりません。買い入れをしました。しかし、急遽厚生労働省が500では高いから、ほかの国からいろいろな指摘を受けたから、では100にしましょうと、100ベクレルにしました。それがことしの4月の1日からです。4月の1日から去年買ったたばこがことしの4月の1日、ことしその製品にするのに使うたばこです。しかし、それが500で買ったところが、今度100になったと、製品に使うのに100ベクレルで、それでは500で買って100以上のやつは使えないというようなことで、去年のうちに9,000トンの処分をしました。焼却処分をしました。そのような中で、完全にセシウムの数値はもうぴりぴりしながらいち早く畑から葉っぱから全部はかって、基準値以下だということのやつだけを使って製品にしております。

余計なことを話して、傍聴者の方、本当に何言っているのだというようなことを言われるかもしれ

ませんが、これは午前中のやりとりの中での間違った報道、言葉がございましたので、私はあえて一農家として訂正をさせていただきたく、放射能関係でございましたので、発言させていただきました。

それで、放射能、これは先ほど放射能関係で去年の5月以前の作物の補償が大体100%終わったというような話は、私資料ももらいましてわかっております。しかし、お茶に関しては、昨年お茶はもう一番地面からすれすれなようなところから刈り取りをして、もう焼却処分をしたと、焼却というか、これやったというようなことを聞いています。その当時にお茶農家の方も、これだけ刈り取りをしようとする、来年新しい新芽が出て通常収益の7割しか収穫できないのだというような話を聞きました。それで、去年の売り上げの放射能の損害賠償で100%払われたと聞いておりますが、ことしのそのお茶関係のやつでは、お茶農家から役場のほうに問い合わせとか、そういうお話は来ていません。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） 木村議員に申し上げます。

先ほどの件につきましては、後日全員協議会のほうで協議をさせていただきたいと思っております。

〔「一般質問のやつは一般質問でけりつけないと後日ないですよ」  
と言う者あり〕

○議長（橋本正裕君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時50分

---

再開 午後 1時50分

○議長（橋本正裕君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農政商工課長。

○農政商工課長（忍田 博君） ただいまの木村議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

ことしのお茶に対しての茶生産組合からのそういう関係についてのご質問等については、直接的には町のほうには来ておりませんでした。県茶連の関係でお茶の関係は進めていたという関係がございまして、現在のところそういうお話は聞いてございません。よろしく申し上げます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

木村信一君。

○11番（木村信一君） それでは、放射能関係は聞いていないと。恐らく私聞いた中では、ことしの収穫は7割から、よくて8割だというようなことも聞いております。そのようなこともちょっと頭に入れておいていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで1項目終わりにします。

○議長（橋本正裕君） これで1項目めについての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

参事兼まちおこし推進室長。

〔「簡潔にお願いします」と言う者あり〕

〔参事兼まちおこし推進室長 酒井博司君登壇〕

○参事兼まちおこし推進室長（酒井博司君） それでは、私のほうから、続きまして今後のまちづくりについてのご質問、行政懇談会での町民の声に対する今後の対応につきまして、まことに恐縮ですが、簡潔にお答え申し上げたいと存じます。

第5次境町総合計画に係る行政懇談会につきましては、5月15日の下仲町行政区を皮切りにしまして、8月5日の若林蓮台まで、町内56全行政区を対象にしまして、37会場にて開催したところでございます。

行政懇談会で出されましたご意見等につきましては、現在精査をしているところでありますので、まとも次第、各行政区長さんを通じまして行政区の皆様にご報告申し上げたいと考えております。

また、今後におきましては、行政懇談会にいただきましたそのご意見等の集約を行いまして、第5次境町総合計画の基本計画の中に反映させるべく、策定業務を現在進めているところでございますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

木村信一君。

○11番（木村信一君） 行政懇談会のいろいろな意見を上げて、ほかの議員さんからもこれは幾つか出ておりました。その答弁を私も聞いています。幾つかの身近なやれるところからやるという町長の意見も、答弁もありましたので、そのことに関してはそれで結構です。

3項目めに対しての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） これで2項目めについての質問を終わります。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長 島根孝男君登壇〕

○教育次長（島根孝男君） それでは、3項目め、木村議員さんの防災について、地震だけではなく落雷や竜巻に関する研修や訓練を地域や各学校で実施すべきではとのご質問にお答えをしたいと思います。

議員ご存じのとおり、小中学校では年間を通して火災あるいは地震、さらには不審者対策の訓練をしているところでございますが、これまでに落雷や竜巻に関する研修及び訓練につきましては、現在のところまで実施がされておりません。今後におきましては、特に議員の最初の質問の中にもありましたように、死亡に至る落雷あるいは竜巻に関する研修、避難訓練等も教職員を中心に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） 続きまして、総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） 私のほうからも、竜巻に関してお答えをさせていただきたいと思います。

今後各学校区、5つの地区で防災訓練を実施していただく運びになってございます。その中でこの竜巻についても触れながら、防災訓練の実施について検討してまいりたいと思います。よろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

木村信一君。

○11番（木村信一君） 先ほどの次長の答弁の中で、年に2回、3回ですか、防災訓練はやっている。それは火災、地震に限るとってはあれなのですけれども、そういう災害に対していろいろやっているかと思うのですけれども、やはり雷、竜巻に関しては、ちょっと知識も、こういう状態でこういうふうになるのだという、そういう知識も我々大人も、もちろん先生方もよくわからないところもあるかと思えます。

先日、これ県議会の一般質問をちょっと、私たまたま見ましたら、やはり出ているのですよね。竜巻に関する研修や訓練を早期に実施と、対応マニュアルを作成し、地域、学校での訓練実施を促すと、これは知事のほうからも答弁の中に書いてあります。竜巻発生時の対応などのマニュアルを作成し、講習会や広報紙などでも周知を図るとともに、地域での訓練実施を促し、各学校でも竜巻対策を含めた防災教育や防災訓練が実施できるよう対応例などを周知していくというようなことで、県のほうもかなりの力を入れてくると思いますので、これはぜひ竜巻、落雷の研修をいち早く、我々もやりたいし、その先生方もやって子供たちに、こういうときはこう逃げろと、ぜひお願いしたいと思います。

実は、答弁ちょっと、私もこの竜巻をなぜ言いたいかといいますのは、5月の26日、竜巻発生から20日間たったときに、私ボランティアで行ってきました。すさまじいです。皆さん、先ほど死者が1名、負傷者が三十何名と言いましたけれども、よくそのくらいでおさまったのかなと、本当に1名はとうとい中学生という、とうとい命をなくされた方には本当に気の毒で、お悔やみ申し上げるところでございます。しかし、本当によくそれで済んだなと、不幸中の幸い。いや、すさまじいです。

皆様もテレビで瓦1枚が壁にぶち込んであるところを目にしたかと思えます。私も一軒家を解体するのに、中の片づけに行っていました。片づけも物すごくめっちゃめっちゃです。上からもう全て中のものは雨にぬれて、何にも使えません。そのような中で、たまたま冷蔵庫の上に刺さっているものがあつたのです。それを見ましたら、一番奥の部屋の冷蔵庫の上に、外のたまたま一緒に大工さんで行つたもので、すぐこれは何だとわかつたのですよ。それは屋根の部品なのです。このくらい大きいやつ。それが物の見事にぶつかつている。めり込んでいるのです、かたいところへ。そういうふうな、本当にもうこれ予想がつかない本当に威力だと思つたのですよ。よくそのくらいの負傷者で済んでよかつたなと、本当に思えます。

これは、本当に子供たち、地域誰でも年寄りでも誰でもあれですけども、特に子供たちが登下校のときとかそういうときに、本当に何か間違いがあっては困ると思いますので、ぜひいち早く県といろいろ協議をとって、協議、検討して、先ほど次長のほうからも資料をちょっともらいました。こういうマニュアルもちょっとできているというようなことでございますので、いち早くこの教育長、先生方に招集をかけて、招集というよりも、こういう研修をいち早く進めていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

いいです。もう時間ですので、はい。余計なことを放射能関係で申し上げまして、大変ご迷惑かけたことをお詫びします。では、終わります。

○議長（橋本正裕君）　ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午後　２時０１分

---

再開　午後　２時１２分

○議長（橋本正裕君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これで木村信一君の一般質問を終わります。